



第24回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年5月29日（木曜日）
午前11時00分
（受付開始予定時刻：午前10時30分）

場所 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー
16階 会議室

決議事項

- 第1号議案 合併契約承認の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社ジェイグループホールディングス
証券コード：3063



ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。このたび、2025年3月1日付で取締役社長に就任いたしました林 裕二です。

2024年度は、攻めと守りとのメリハリ、そしてコロナ禍に体質改善し足腰を鍛えた結果、売上・利益ともに堅調に推移いたしました。

当社グループは2026年に創業30周年を迎えます。その先50年・100年と続く会社となるよう、強くて魅力ある会社への成長を目指して、企業価値・店舗価値を高めてまいります。

皆様方のなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年5月

取締役社長 林 裕二

証券コード 3063
2025年5月14日
(電子提供措置の開始日2025年5月7日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
取締役社長 林 裕 二

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jgroup.jp/ir/library/shareholder.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし
て、銘柄名（会社名）に「ジェイグループホールディングス」又は証券コードに「3063」を入
力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願
い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年5
月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前11時00分
2. 場 所 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
3. 目的事項
報告事項
1. 第24期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 合併契約承認の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権の行使に関する事項
- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通知5～6ページをご参照ください。
- ③書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」、株式会社ジェイキャスト及び有限会社エー・ラウンドの最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1

書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時

2

インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時

詳細は、次ページを
ご参照ください。

3

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年5月29日（木曜日）午前11時

開催場所 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー16階会議室

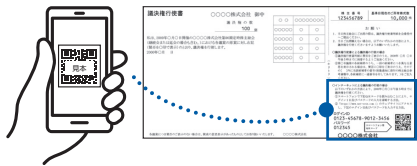
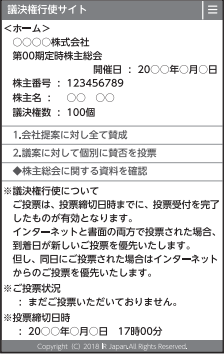
議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。
- 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 議決権行使ウェブサイト
<https://www.net-vote.com/>にアクセスしてください。
- トップ画面
- ログイン画面
議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」をご入力し、「ログイン」を選択してください。

※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部	電話（専用ダイヤル） 0120-975-960 （通話料無料） 〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
-----------------------------------	--

- ※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- ※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- ※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

株主総会参考書類

第1号議案 合併契約承認の件

当社と当社の100%子会社である株式会社ジェイキャスト（以下、『ジェイキャスト』といいます。）及び有限会社エー・ラウンド（以下、『エー・ラウンド』といいます。）は、2025年6月16日を効力発生日として、当社を存続会社、ジェイキャスト及びエー・ラウンドを消滅会社とする吸収合併を行うことに合意し、かかる合併契約を2025年4月21日に締結いたしました。

本議案は、本吸収合併にかかる合併契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 吸収合併を行う理由

経営資源の有効活用及び業務効率向上の観点から事業構造改革のひとつとして当社グループの再編を検討してまいりました。

ジェイキャストは、新型コロナウイルス感染症の拡大時期に飲食店が閉店中に人材派遣で外部派遣を行っておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の終息と共に飲食需要が回復したため、人材派遣事業の廃止により吸収合併をすることといたしました。

また、エー・ラウンドは、現在、飲食店舗を1店舗運営しているのみであり、事務効率の向上や経営管理の合理化を図るべく吸収合併をすることといたしました。

なお、ジェイキャスト及びエー・ラウンドは、合併時点において債務超過となる見通しですので、本合併の実施にあたりましては、当社株主総会での説明及び承認を得ることといたします。

2. 合併契約の内容

当社及びジェイキャスト並びにエー・ラウンドが2025年4月21日付で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

合併契約書（写）

株式会社ジェイグループホールディングス（本店：名古屋市中区栄三丁目4番28号、以下「甲」という。）と株式会社ジェイキャスト（本店：名古屋市中区栄三丁目4番28号、以下「乙」という。）と有限会社エー・ラウンド（本店：名古屋市中村区名駅四丁目18番18号森政ビル1階、以下「丙」という。）は、三社の合併に関して以下のとおり合意し、本契約を締結する。

第1条（合併の方式）

- ① 甲と乙は合併し、甲が存続し、乙は解散する。
- ② 甲と丙は合併し、甲が存続し、丙は解散する。
- ③ 前2項の手続は、同時に行う。
- ④ 第1項の登記手続（甲における合併による変更登記と乙における合併による解散登記）と、第2項の登記手続（甲における合併による変更登記と丙における合併による解散登記）は、同時に行う。

第2条（合併期日）

- ① 甲及び乙の合併期日と甲及び丙の合併期日は、共に令和7年6月16日とし、合併期日を合併の効力発生日とする。
- ② 合併手続の進行に応じ必要のあるときは、甲乙間又は甲丙間で協議のうえ、書面で合意した場合は合併期日を変更することができる。この場合において、甲乙間の合併又は甲丙間の合併のいずれか一方に合併期日の変更が生じたときは、他方もこれに応じて変更するものとし、書面で合意するものとする。

第3条（資本金の額）

甲は、合併による新株の発行及び資本金の増加は行わないものとする。但し、準備金については、合併期日における乙又は丙の資産状況によっては、協議のうえ書面にて合意した場合には増加させることができる。

第4条（株主総会の合併承認）

- ① 甲は、令和7年5月29日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び甲乙間、甲丙間の合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは、各々協議してこれを変更することができる。
- ② 乙は、令和7年5月29日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び甲乙間の合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは、各々協議してこれを変更することができる。
- ③ 丙は、令和7年5月29日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び甲丙間の合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは、各々協議してこれを変更することができる。

第5条（資産の承継）

乙は令和7年2月28日現在の貸借対照表、丙は令和6年3月31日現在の貸借対照表及びそれぞれ同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産及び負債を甲に引き継ぎ、甲はこれらを承継する。

第6条（会社財産の善管注意義務）

甲、乙及び丙は、本契約締結後合併期日までの間、善良な管理者の注意をもって各々業務を遂行し、かつ、一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、誠実に協議し、書面にて決定する。

第7条（合併条件の変更、解除及び連動契約性）

- ① 本契約締結から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により甲又は乙、丙の財産又は経営状態に重大な変更を生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、各々協議のうえ、合併契約を変更又は解除をすることができるものとする。但し、本契約の変更又は解除は、書面による合意によってのみなされるものとする。
- ② 前項の場合において、甲乙間又は甲丙間の一方について合併契約の変更又は解除があった場

合は、他方の契約において同趣旨の契約変更又は解除することができるものとする。

第8条（協議）

本契約に規定する事項の他、合併に必要な事項については、各々協議のうえ決定する。

以上、本契約締結の証として、甲、乙、丙が記名・捺印する。

令和7年4月21日

甲（存続会社） 名古屋市中区栄三丁目4番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
代表取締役 新 田 二 郎 ㊞

乙（消滅会社） 名古屋市中区栄三丁目4番28号
株式会社ジェイキャスト
代表取締役 木 村 直 人 ㊞

丙（消滅会社） 名古屋市中村区名駅四丁目18番18号森政ビル1階
有限会社エー・ラウンド
代表取締役 林 裕 二 ㊞

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

（1）合併対価の相当性に関する事項

当社は吸収合併消滅会社であるジェイキャスト及びエー・ラウンドの発行済み株式の全部を所有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。

（2）新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

（3）ジェイキャスト及びエー・ラウンドの最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社であるジェイキャスト及びエー・ラウンドの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jgroup.jp/ir/library/shareholder.html>）に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載していません。

（4）合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため1名増員して取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	新田 二郎 (1966年10月12日生)	1991年 3 月 名古屋レジャー開発株式会社代表取締役 1997年 3 月 有限会社ジェイプロジェクト設立代表取締役 2001年 3 月 有限会社ジェイプロジェクトを改組し、当社設立 代表取締役社長 2001年 8 月 株式会社ジェイメディックス代表取締役 2002年 1 月 有限会社ニューフィールド設立取締役（現任） 2002年 4 月 有限会社ジェイブライダル取締役 2005年11月 株式会社ジェイブライダル取締役 2008年 3 月 株式会社ジェイメディックス取締役 2011年 3 月 株式会社ディアジェイ代表取締役 2016年 3 月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 2020年 5 月 当社代表取締役 2022年 5 月 当社代表取締役会長（現任）	普通株式 200,000株
2	林 裕二 (1972年 4 月26日生)	1992年 8 月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1997年 3 月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年 3 月 当社入社第三営業部長兼社長室長 2003年 3 月 当社東京支店長 2004年 5 月 当社取締役東京支店長 2005年 4 月 当社常務取締役東京支店長 2007年 1 月 当社常務取締役営業担当 2012年 9 月 当社常務取締役 同 株式会社ジェイプロジェクト代表取締役 2017年 8 月 株式会社Second ENGINE代表取締役 2019年 7 月 当社取締役常務執行役員 2020年 5 月 当社常務取締役 2025年 3 月 当社取締役社長（現任）	普通株式 144,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	はやし よし ろう 林 芳 郎 (1965年5月11日生)	1988年6月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1996年9月 株式会社ジェイメディックス設立代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社取締役 2001年8月 株式会社ジェイメディックス取締役 2002年4月 有限会社ジェイブライダル設立代表取締役 同 当社常務取締役 2005年4月 当社専務取締役経営企画室長 2005年11月 株式会社ジェイブライダル代表取締役 2006年8月 当社専務取締役経営企画担当 2008年8月 当社専務取締役経営企画、店舗開発担当 2012年9月 当社取締役副社長 2014年2月 株式会社ジェイグループインターナショナル 代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイフィールド代表取締役（現任） 2017年11月 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締 役（現任） 2019年7月 当社取締役副社長執行役員 2020年5月 当社取締役副社長（現任） 2022年5月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 同 株式会社ジェイブライダル取締役	普通株式 192,000株
4	た ぶち まさ のり 田 渕 正 紀 (1970年11月25日生)	2002年7月 株式会社ジェイプロジェクト入社 2007年1月 当社東京営業本部長 2007年2月 当社執行役員東京営業本部長（現任）	普通株式 - 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	さる わたり こう た 猿 渡 弘 太 (1973年 8 月 5 日生)	1996年 4 月 大和証券株式会社入社 2001年 3 月 有限会社クリエイトワークス設立代表取締役 社長 2013年 9 月 当社入社執行役員 2018年 3 月 当社退社 2018年 4 月 株式会社TBIホールディングス入社 2022年 4 月 まん福ホールディングス株式会社入社 2022年 8 月 オグラドルフィン株式会社取締役副会長 2023年12月 オオツカ株式会社代表取締役社長 2024年 5 月 株式会社さくらや食産代表取締役社長 2024年 9 月 オグラドルフィン株式会社代表取締役社長 2025年 3 月 まん福ホールディングス株式会社退社 同 オオツカ株式会社代表取締役社長退任 同 株式会社さくらや食産代表取締役社長退任 同 オグラドルフィン株式会社代表取締役社長退 任 2025年 4 月 当社入社社長室室長（現任）	普通株式 - 株

- (注) 1. 候補者田淵正紀氏及び猿渡弘太氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2025年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たま だ たか ひこ 玉田 貴彦 (1970年9月29日生)	1995年11月 株式会社アタックス入社 1998年1月 三優監査法人入社 1999年11月 公認会計士登録 2000年9月 朝日監査法人（現:有限責任あずさ監査法人）入社 2006年7月 当社入社 2009年7月 税理士登録 同 玉田貴彦税理士事務所開設所長（現任） 2016年6月 東陽監査法人社員 2020年5月 当社取締役 2023年5月 当社取締役監査等委員（現任）	普通株式 1,400株
2	あ だち さち こ 安達 幸子 (1955年4月14日生)	1976年4月 ビクター音楽産業株式会社入社 1985年12月 日本レヂャー開発株式会社入社 1992年3月 ノヴァトレーディング株式会社 取締役業務部長 1996年8月 株式会社いち花取締役業務部長 2005年5月 当社社外監査役 2007年5月 当社社外常勤監査役 2020年5月 当社社外監査役 2023年5月 当社取締役監査等委員（現任）	普通株式 40,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ほそ の じゅん ぞう 細 野 順 三 (1971年10月26日生)	1997年 3 月 株式会社財務工房入社 2000年 3 月 ニューブリッジ株式会社入社 2001年 5 月 同社取締役 2004年11月 freebalance株式会社代表取締役（現任） 2005年 4 月 ソルト・コンソーシアム株式会社 社外監査役（現任） 2007年 5 月 当社社外監査役 2013年 6 月 株式会社海帆社外監査役（現任） 2015年 5 月 当社社外取締役 2017年10月 株式会社ファーズ社外取締役 2017年11月 株式会社テイクユー社外監査役（現任） 2023年 5 月 当社取締役監査等委員（現任） 2023年 8 月 ソルト・グループ株式会社社外監査役（現任） 2023年11月 株式会社アメーバホールディングス社外取締 役（現任）	普通株式 8,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達幸子氏及び細野順三氏は社外取締役候補者であります。
3. 安達幸子氏を社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割は、主にコーポレートガバナンスの見地から当社グループ全体の経営監視をお願いするとともに他社での業務執行取締役としての経験等を活かした有効な助言を期待し選任をお願いするものであります。
4. 細野順三氏を社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割は、当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容等に精通してこられた経験を当社の経営体制の強化に生かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
5. 安達幸子氏及び細野順三氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また、細野順三氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
6. 安達幸子氏及び細野順三氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定です。
7. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
当社は、玉田貴彦氏、安達幸子氏及び細野順三氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を継続する予定です。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2025年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査等委員の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
い し は ら し ん じ 石 原 真 二 (1954年11月3日生)	1985年 4 月 弁護士登録 同 石原法律事務所（現：石原総合法律事務所）入所 1991年 8 月 株式会社オータケ監査役 2003年 9 月 豊島株式会社監査役（現任） 2003年12月 小林記録紙株式会社監査役（2007年10月小林クリエイト株式会社に商号変更） 2007年 6 月 株式会社トーエネック監査役 2011年 8 月 石原総合法律事務所所長（現任） 2013年 6 月 矢作建設工業株式会社社外取締役（現任） 2015年 8 月 株式会社オータケ社外取締役監査等委員（現任） 2018年 6 月 株式会社十六銀行監査役 2021年10月 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役監査等委員（現任）	- 株

- (注) 1. 候補者の在籍する石原総合法律事務所と当社とは法律顧問契約を締結しております。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任するものであります。
3. 石原真二氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下のとおりであります。
- 同氏は弁護士として法務に精通しており、当社のコーポレート・ガバナンスの体制強化に関して有効な助言をいただけると判断して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 石原真二氏が監査等委員に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2025年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 石原真二氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済社会活動が活性化し、個人消費の回復やインバウンド需要の増加等を背景に、緩慢ながらも、景気回復の動きが続いております。一方で、エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価上昇、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や、金融引き締めによる影響などから、依然として先行き不透明な状態が続いております。

外食産業におきましては、人流の増加やインバウンド消費の拡大等に伴い売上高は増加しているものの、原材料価格の高騰や、人手不足など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、「たくさんのありがとうを集めよう」をスローガンに「人間力」を大切に、飲食事業では、カフェから居酒屋まで多業態を開発、展開し、他にも不動産事業や高速道路サービスエリア事業など多角化を図ることで、持続的な企業価値の向上に努めております。

当連結会計年度におきましては、既存店の改修、リニューアルや新たな業態への転換を図ったことにより、既存店が104.0%と好調に推移し、又、高速道路事業への3拠点目となる「清水パーキングエリア」への出店など新規出店も寄与し、前年度に対して大幅な増収増益となりました。

また、バルを中心とした飲食事業を展開する株式会社エッジオブクリフ&コムレイド他2社、有限会社エー・ラウンドを連結子会社化し、7店舗を取得しました。

2025年2月末日現在の業態数及び店舗数は62業態111店舗（国内102店舗、海外1店舗、FC8店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,742百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益は377百万円（同21.7%増）、経常利益は352百万円（同15.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は458百万円（同85.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度第4四半期に、2件のM&Aを実行したことにより、当初計画外の手数料等を計上したため、第2四半期に上方修正した業績予想につきましては、売上高、当期純利益は上回りましたが、営業利益及び経常利益は若干下回るものの、すべての利益項目で過去最高益を達成することができております。

事業別の業績は、次のとおりであります。

a. 飲食事業

飲食事業におきましては、市場の回復に伴い新規出店に注力するとともに、株式会社エッジオブグリフ&コムレイド等の連結子会社化により、7店舗を取得いたしました。

新規出店といたしましては、2024年12月「清水パーキングエリア」（静岡県静岡市）、「寿司と天ぷらとわたくし」（名古屋市熱田区）、「かわ屋」（名古屋市熱田区）、2025年2月「吟醸マグロ」（京都市下京区）を新規オープンいたしました。

また、既存店舗の改修にも取り組みました。2024年5月「三枅三蔵」（宮城県仙台市）、「芋蔵」（東京都新宿区）、6月「芋蔵」（東京都豊島区）、8月「芋蔵」（東京都渋谷区）、2025年2月「てしごと屋」（名古屋市中村区）の内装の大きな修繕工事を行いました。

リニューアルでは、2024年6月「うしじま洋食店」（名古屋市西区）を「REGOLITH」、10月「くぐる」（名古屋市西区）を「ほっこり別邸」にリニューアルオープンいたしました。

また、2024年3月「猿カフェ」（東京都町田市）、5月「猿カフェ」（東京都新宿区）、6月「芋蔵」（東京都港区）、8月「あげ松」（愛知県刈谷市）、「芋蔵」（横浜市神奈川区）、「マキビシ」（愛知県刈谷市）、「金べこ」（愛知県豊田市）、9月「ハイボールへようこそ」（名古屋市中区）、「Bar泡」（名古屋市中区）、12月「狼牙包包軒」（名古屋市中区）、2025年1月「吟醸マグロ」（愛知県豊田市）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高10,074百万円(前年同期比3.2%増)、営業利益は1,270百万円(同9.5%増)となりました。

b. 不動産事業

2023年6月に完全子会社である株式会社ジェイプロジェクトを吸収合併した影響により、セグメント間の賃貸売上が減少いたしました。

その結果、不動産事業における売上高487百万円(前年同期比32.4%減)、営業利益は108百万円(同19.0%減)となりました。

c. その他の事業

株式会社ジェイキャストの人材派遣業が終了したことにより、売上が減少いたしました。

その結果、卸売業及び人材派遣業等のその他の事業における売上高は262百万円(前年同期比31.8%減)、営業損失は106百万円(前年同期は営業損失111百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、409百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金57百万円を含む）で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物 件 名	開業日・改装日
新 規 出 店	清水パーキングエリア	2024年12月
	寿司と天ぷらとわたくし 金山東口店	2024年12月
	かわ屋 金山東口店	2024年12月
	吟醸マグロ 京都四条高倉店	2025年2月
改装	REGOLITH	2024年6月
	ほっこり別邸	2024年10月

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第3回新株予約権の行使により、129百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2022年 2 月期)	第 22 期 (2023年 2 月期)	第 23 期 (2024年 2 月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	4,703,780	8,013,477	10,433,229	10,742,457
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△1,900,433	△901,749	305,016	352,083
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△602,592	△549,725	247,306	458,211
1 株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△63.31	△57.70	21.03	33.14
総 資 産 (千円)	10,743,551	9,324,656	9,149,089	9,813,320
純 資 産 (千円)	891,234	1,160,833	1,595,467	1,948,122
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△46.01	△19.02	16.05	45.33

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2022年 2 月期)	第 22 期 (2023年 2 月期)	第 23 期 (2024年 2 月期)	第 24 期 (当事業年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	2,127,634	1,826,814	7,715,608	9,847,553
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△456,952	△138,170	213,386	223,726
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△623,468	△1,997,977	208,045	336,890
1 株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△65.47	△195.89	17.70	23.17
総 資 産 (千円)	5,380,197	4,335,794	6,262,401	6,604,394
純 資 産 (千円)	2,330,205	1,207,199	1,596,100	1,918,415
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	105.06	△12.86	19.59	45.95

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイフィールド	10,000千円	100.0%	食品等の卸売業
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	50,000千円	73.7%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	73.7%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社ジェイキャスト	20,000千円	100.0%	人材派遣業
株式会社エッジオブクリフ&コムレイド	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社EOCブレイン	300千円	100.0%	飲食事業
株式会社EOCクラシコ	200千円	100.0%	飲食事業
有限会社エー・ラウンド	3,000千円	100.0%	飲食事業

(注) 1. 当社は、2024年7月29日付でNEW FIELD BANGKOK CO.,LTD.を清算結了いたしました。
2. 株式会社ジェイキャストは、2024年5月31日で人材派遣業を終了しております。
3. 当社は、2025年1月14日付で株式会社エッジオブクリフ&コムレイド、株式会社EOCクラシコ及び株式会社EOCブレインの株式を取得し、子会社化いたしました。
4. 当社は、2024年12月3日付で有限会社エー・ラウンドの株式を取得し、子会社化いたしました。
5. 当社は、株式会社かわ屋インターナショナルの株式を追加取得したため、同社及び同社の100%子会社である株式会社かわ屋東京に対する議決権比率が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は次のとおりであり、経済情勢、市場動向、競合状況などの経営環境を勘案しながら、適切に対処してまいります。

① グループ全体の成長性と生産性の向上

魅力があり収益力の高い事業・業態を展開していくとともに、間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組めます。

② 店舗の魅力と生産性の向上

強みである現場力を一層磨いていくことに加え、魅力ある商品の開発やWEB販促の充実に取り組むとともに、オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組めます。

③ 知恵と工夫を結集する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 飲食事業
居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。
- ② 不動産事業
不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。
- ③ その他の事業
卸売業を行っております。

(6) 主要な事業所（2025年2月28日現在）

本社 名古屋市中区栄三丁目4番28号
東京支店 東京都中央区銀座八丁目3番先

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	12	東京都6店 愛知県4店 神奈川県1店 静岡県1店
博多かわ屋	7	愛知県5店 東京都1店 静岡県1店
吟醸マグロ	6	愛知県3店 東京都1店 神奈川県1店 京都府1店
ほっこり	5	愛知県3店 東京都1店 京都府1店
きばくもん	4	愛知県3店 静岡県1店
その他	69	愛知県42店 東京都13店 千葉県2店 京都府2店 宮城県2店 静岡県2店 神奈川県2店 兵庫県1店 滋賀県1店 岐阜県1店 ニューヨーク1店

(注) 店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

(7) 使用人の状況（2025年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	374（419）名	103名増（6名増）
不動産事業	1（－）名	－（－）
その他の事業	－（－）名	45名減（1名減）
管理部門	44（－）名	5名増（－）
合計	419（419）名	63名増（5名増）

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
（注）2. 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381（386）名	71名増（17名減）	35.8歳	8.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社りそな銀行	2,625,918
株式会社日本政策金融公庫	1,707,610
株式会社商工組合中央金庫	793,894

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年7月29日付でNEW FIELD BANGKOK CO.,LTD.を清算いたしました。
当社は、2025年1月14日付で株式会社エッジオブクリフ&コムレイド、株式会社E O C クラシコ及び株式会社E O Cブレインの株式を取得し、子会社化いたしました。また、当社は、2024年12月3日付で有限会社エー・ラウンドの株式を取得し、子会社化いたしました。

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
	A種種類株式	1,000株
	B種種類株式	1,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	12,397,400株
	A種種類株式	300株
	B種種類株式	1,000株
③ 株主数	普通株式	29,720名
	A種種類株式	1名
	B種種類株式	1名
④ 大株主（上位10名）		

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	普通株式 1,912,500株 A種種類株式 300株	15.68%
松永圭司	普通株式 317,000株	2.60%
サントリー株式会社	普通株式 300,000株	2.46%
安田博	普通株式 206,000株	1.69%
新田二郎	普通株式 200,000株	1.64%
林芳郎	普通株式 192,000株	1.57%
林裕二	普通株式 144,400株	1.18%
二村篤志	普通株式 102,000株	0.84%
石川智巳	普通株式 101,400株	0.83%
新田浩雅	普通株式 70,000株	0.57%

(注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式200,153株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主には、自己株式（普通株式200,153株）は含まれておりません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第4回新株予約権（2023年10月23日取締役会決議）

新株予約権の数 7,500個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき300円

新株予約権の行使価額 当初行使価額750円

行使価額は、発行要項に定める各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92％に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額286円

新株予約権の行使期間 2023年11月9日から2026年11月6日まで

第5回新株予約権（2023年10月23日取締役会決議）

新株予約権の数 7,500個（新株予約権 1 個につき100株）

新株予約権の払込金額 1 個につき100円

新株予約権の行使価額 当初行使価額900円

行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92％に相当する金額（円位未満小数第2 位まで算出し、小数第2 位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額286円

新株予約権の行使期間 2023年11月9日から2026年11月6日まで

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新田 二郎	有限会社ニューフィールド取締役
代表取締役社長	中川 晃成	
取締役副社長	林 芳郎	株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役
常務取締役	林 裕二	
取締役等委員	玉田 貴彦	玉田貴彦税理士事務所所長 税理士
取締役等委員	安達 幸子	
取締役等委員	細野 順三	freebalance株式会社代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社社外監査役 株式会社海帆社外監査役 株式会社テイクユー社外監査役 ソルト・グループ株式会社社外監査役 株式会社アメーバホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役安達幸子氏及び取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
2. 当社においては、監査等委員会の職務の執行を補助するグループ監査室を設置し、グループ監査室は監査等委員会が決定した監査計画に基づき、グループ監査室のスタッフが実査を行い、その結果を監査等委員会に報告する体制としております。また、報告の内容によっては選定した監査等委員がグループ監査室のスタッフを指揮し、実査を行うことになっております。
- このように、当社の監査においては、監査等委員会が主体となり、常設のグループ監査室を使って監査を行う体制ですので、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役玉田貴彦氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役安達幸子氏及び取締役細野順三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役監査等委員である玉田貴彦氏、社外取締役監査等委員である安達幸子氏及び細野順三氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補されることとしております。当該保険の概要等は以下のとおりです。

1) 被保険者の範囲

当社取締役、監査等委員、業務執行役員、重要な使用人

2) 保険契約の内容の概要

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しております。

②店舗の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	164 (一)	164 (-)	-	-	4 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (8)	13 (8)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 2024年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。
- 1) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
- 2) 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
- 3) 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とします。譲渡制限期間や譲渡制限付株式割当のために支給する金銭報酬債権の総額は株主総会において承認を得た範囲内とします。具体的な支給時期及び配分については、上記の目的、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定します。
- 4) 取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら総合的に勘案する。
2. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日につきましては、2023年5月30日開催の第22回定時株主総会において取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）、監査等委員である取締役3名の報酬等を年額100百万円以内と決議頂いております。また、当該報酬等の額の範囲内で、2024年5月30日開催の第23回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く。）の員数は4名です。
3. 個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役会長 新田 二郎 がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定についてのものとします。これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役であるからです。

- ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、ソルト・コンソーシアム株式会社、株式会社海帆及び株式会社テイクユーの社外監査役ならびに株式会社アメーバホールディングスの社外取締役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
- イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取 締 役 会 （17 回 開 催）		監 査 等 委 員 会 （12 回 開 催）	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取 締 役 (監 査 等 委 員) 安 達 幸 子	17 回	100 %	12 回	100%
取 締 役 (監 査 等 委 員) 細 野 順 三	17	100	12	100

- ロ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況
- ・取締役（監査等委員）安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。
 - ・取締役（監査等委員）細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験・知見に基づき、コロナ禍における同業他社の動向等について、適宜、客観的視点から議案の審議に必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 名称
五十鈴監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,500千円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、当社の臨時計算書類監査に係る報酬500千円が含まれております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針
当社監査等委員会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
 - ・取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
 - ・社外監査等委員を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
 - ・コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
 - ・法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
 - ・情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
 - ・いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面又は電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
 - ・本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
 - ・不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
 - ・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
 - ・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
 - ・当社は、毎月1回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
 - ・当社の監査等委員は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
 - ・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
 - ・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
 - ・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制
- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査等委員の補助体制をとることとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査等委員が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員から要請がある場合はその事項を、監査等委員に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は、取締役会及び社内の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ・監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査等委員が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することが出来る体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
- ・監査等委員と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2023年5月30日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査等委員は、月1回以上、監査等委員会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、経営会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益処分につきましては、株主の皆様への継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中長期事業計画を勘案して実施しております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき2円とさせていただきます。

連結貸借対照表
(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,379,582	流 動 負 債	1,682,174
現金及び預金	1,638,703	買 掛 金	307,321
売 掛 金	392,116	一年以内返済予定長期借入金	511,282
棚 卸 資 産	113,014	未 払 金	569,299
未 収 入 金	57,390	未 払 法 人 税 等	58,562
そ の 他	178,357	未 払 消 費 税 等	76,086
固 定 資 産	7,433,738	預 り 金	41,850
有 形 固 定 資 産	5,898,652	そ の 他	117,773
建物及び構築物	2,072,714	固 定 負 債	6,183,023
工 具 器 具 備 品	161,840	長 期 借 入 金	5,288,803
土 地	3,620,761	繰 延 税 金 負 債	677,977
リ ー ス 資 産	26,434	資 産 除 去 債 務	65,167
そ の 他	16,902	そ の 他	151,075
無 形 固 定 資 産	484,377	負 債 合 計	7,865,198
の れ ん	455,792	純 資 産 の 部	
そ の 他	28,585	株 主 資 本	1,969,815
投 資 そ の 他 の 資 産	1,050,708	資 本 金	45,419
投資有価証券	7,330	資 本 剰 余 金	1,550,004
差 入 保 証 金	922,428	利 益 剰 余 金	450,513
そ の 他	148,682	自 己 株 式	△76,122
貸 倒 引 当 金	△27,732	その他の包括利益累計額	△61,934
資 産 合 計	9,813,320	為 替 換 算 調 整 勘 定	△61,934
		新 株 予 約 権	3,000
		非 支 配 株 主 持 分	37,240
		純 資 産 合 計	1,948,122
		負 債 純 資 産 合 計	9,813,320

連結損益計算書
(自 2024年 3 月 1 日)
(至 2025年 2 月28日)

(単位：千円)

科 目						金 額									
売上	売上	上	原	高		10,742,457									
売	上	上	総	価		3,526,376									
販	費	及	一	利	益	7,216,080									
営	業	業	般	費		6,838,975									
営		外	管	理	益	377,105									
		取	収	利		49,240									
		替		差	息	4,037									
		賛	金	収	益	17,805									
			の		入	7,893									
		外	費	用	他	19,503									
		払		利		74,262									
		常	の	利	息	61,995									
				益	他	12,266									
					益	352,083									
		別	利	益		331,624									
		定	産	売	却	3,311									
		取	立	退	益	322,687									
			の		料	5,625									
		別	損	失	他	148,826									
		定	産	除	却	3,600									
		舗	閉	鎖	損	4,279									
		損		損	失	140,946									
					失	534,882									
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	534,882				
法	人	税	住	民	税	及	び	事	業	税	25,933				
法	人	税	等	調	整			額			32,860				
当	期	純	利	益							476,089				
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	17,877
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	458,211

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年4月17日
株式会社ジェイグループホールディングス 取締役会 御中		
五十鈴監査法人		
本部・津事務所		
指 定 社 員	公認会計士	下津 和也
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	岡根 良征
業務執行社員		
監査意見		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表
(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,364,860	流 動 負 債	1,292,969
現金及び預金	754,488	買掛金	233,628
売掛金	213,912	一年以内返済予定長期借入金	364,061
棚卸資産	94,193	未払金	505,373
前払費用	148,573	未払費用	55,745
その他	153,692	未払法人税等	22,058
固 定 資 産	5,239,533	預り金	30,703
有形固定資産	2,689,399	前受収益	24,729
建物及び構築物	1,143,838	その他	56,669
車両運搬具	16,861	固 定 負 債	3,393,009
工具器具備品	141,992	長期借入金	2,871,241
土地	1,358,279	関係会社事業損失引当金	391,000
リース資産	28,427	資産除去債務	60,796
無形固定資産	27,974	その他	69,971
商標権	844	負 債 合 計	4,685,979
ソフトウェア	11,295	純 資 産 の 部	
その他	15,835	株 主 資 本	1,915,415
投資その他の資産	2,522,159	資 本 金	45,419
投資有価証券	7,320	資 本 剰 余 金	1,633,622
関係会社株式	936,835	資 本 準 備 金	37,919
長期貸付金	7,123	その他資本剰余金	1,595,703
関係会社長期貸付金	1,006,016	利 益 剰 余 金	312,495
長期前払費用	20,602	その他利益剰余金	312,495
差入保証金	874,561	繰越利益剰余金	312,495
その他	100,493	自 己 株 式	△76,122
貸倒引当金	△430,793	新 株 予 約 権	3,000
資 産 合 計	6,604,394	純 資 産 合 計	1,918,415
		負 債 純 資 産 合 計	6,604,394

(自 2024年 3 月 1 日)
(至 2025年 2 月28日)

(単位：千円)

目 科										金	額
売上											9,847,553
売上											3,201,721
販売	売上	上	上	原	総	管	理	高	価	益	6,645,832
営	費	及	び	一	般	収	利	費			6,395,956
	業		業	外				益			249,875
			取	取						息	95,517
			賛	賛						金	2,645
			貸	貸	配					入	415
			携	携	金					入	7,166
					料					入	694
					料					入	68,831
										益	1,461
					の		差			他	14,301
	業			外	費			用			121,666
				払						息	40,871
				向	者			給		与	68,831
				貸	の			費		用	4,357
				常				利		他	7,605
					利			益			223,726
	別			資	産			却		益	325,998
	定			取	立		売	退		料	3,311
					損			失			322,687
	別			資	産		除	却		損	190,221
	定			閉		鎖		損			3,600
	舗			損							4,279
					損						140,704
	係	会	社	事	業	損	引	当	金	繰	入
		倒		引	当	放	金	繰	繰	入	額
				権				棄		額	30,000
										損	11,566
											70
	税	引	前	当	期	純	純	利		益	359,504
	法	人	税	住	民	税	及	事	業	税	22,613
	当		期		純			利		益	336,890

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年4月17日
株式会社ジェイグループホールディングス 取締役会 御中		
五十鈴監査法人 本部・津事務所 指 定 社 員 公認会計士 下津 和也 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 岡根 良征 業務執行社員		
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月17日

株式会社ジェイグループホールディングス 監査等委員会

監査等委員 玉田 貴彦 ㊟

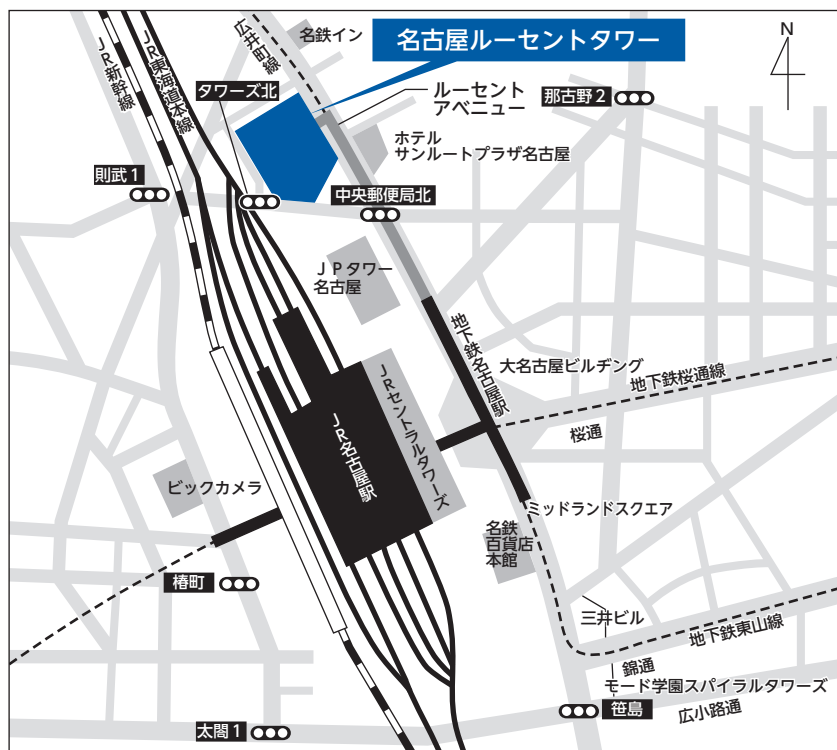
監査等委員（社外） 安達 幸子 ㊟

監査等委員（社外） 細野 順三 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地：名古屋市西区牛島町6-1
会場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室
電話：052-990-2732



交通 JR名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩5分

お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なにとぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

